

(劇場等の定員)

第52条 劇場等の関係者は、次に定めるところにより、収容人員の適正化に努めなければならない。

(1) 客席の部分ごとに、次のアからウまでによって算定した数の合計数（以下「定員」という。）を超えて客を入場させないこと。

ア 固定式のいす席を設ける部分については、当該部分にあるいす席の数に対応する数。この場合において、長いす式のいす席にあっては、当該いす席の正面幅を40センチメートルで除して得た数（1未満の端数は、切り捨てるものとする。）とする。

イ 立見席を設ける部分については、当該部分の床面積を0.2平方メートルで除して得た数

ウ その他の部分については、当該部分の床面積を0.5平方メートルで除して得た数

(2) 客席内の避難通路に客を収容しないこと。

(3) 一のます席には、屋内の客席にあっては7人以上、屋外の客席にあっては10人以上の客を収容しないこと。

(4) 出入口その他公衆の見やすい場所には、当該劇場等の定員を記載した表示板を設けるとともに、入場した客の数が定員に達したときは、直ちに満員札を掲げること。

○火災予防規則

(標識等)

第37条 条例第12条第1項第5号（条例第8条の3第1項及び第3項、第12条第3項、第12条の2第2項、第13条第2項及び第3項並びに第14条第2項及び第4項において準用する場合を含む。）、第18条第3号、第24条第2項、第3項及び第5項、第32条の2第2項第1号（条例第34条第3項において準用する場合を含む。）、第35条第2項第1号、第52条第4号（条例第55条において準用する場合を含む。）並びに次項に掲げる標識及び掲示板は、別表第5に定める規格によるものとする。

2 (略)

別表第5（抜粋）

種 別		標識又は掲示板等の規格				
		記載事項	色		大きさ	
			地	文字	幅 (cm以上)	長さ (cm以上)
劇場等（条例第52条第4号）	定員表示	「定員数〇名」 いす席、立見席その他の別に内訳も記載	白	黒	30	25
	満員札	満員である旨	赤	白	50	25

【解釈及び運用】

本条は、定員管理に関する規制であって、劇場等について、その実態に応じた定員方法を定め、関係者が守らなければならない定員外の客の入場禁止並びに定員表示板及び満員札の掲示、避難通路への客の収容の禁止及び個々のます席の最大収容人員について規定したものである。

1 第1号

- (1) 移動式いす席又はます席について、本条第1号ウの規定により算出した定員数と、実質的収容人員（移動式いす席はいす席の数、ます席は本条第3号による最大定員）とが異なる場合は、本条第1号の規定にかかわらず、いずれか少ない数によるものを定員として取り扱うこと。
- (2) 本条第1号ウに規定する「**その他の部分**」とは、固定式のいす席を設ける部分及び立見席を設ける部分以外の客席を設ける部分をいい、移動式のいす席を設ける部分、ます席を設ける部分等が該当する。

2 第2号

客席内の通路は、全て本条第2号に規定する避難通路に該当し、条例第48条から前条までに定める避難通路の基準を上回る部分についても、その部分を客席として使用することは原則的には認められない。したがって、この部分を立見席、待見席、補助いす席等に使用することはできない。

3 第4号

- (1) 「**その他公衆の見やすい場所**」とは、例えば入場券発売窓口、ロビー中央壁部分等をいう。
また、規模の大きい競技場、野球場等は出入口も多く、客席別入場券発売窓口も多い場合があるため、その形態、規模に応じ、公衆の見やすい場所に掲出しなければならない。
- (2) 定員表示板に表示する数は、前1により算出した数を記載すること。ただし、関係者が、当該数を下回る数を定員と定めた場合は、その数を表示することができるものとする。
- (3) 「**定員を記載した表示板**」及び「**満員札**」については、規則別表第5に定める規格によること。（図5 2－1 参照）

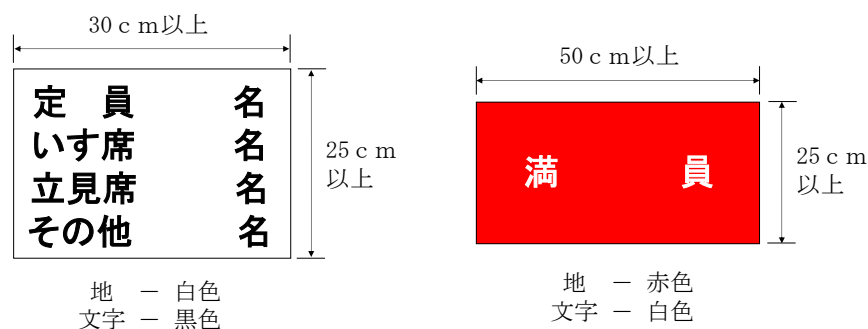


図 5 2－1 定員表示版及び満員札の例